

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和 6年 11月 21日
淡路市長 門 康 彦

市町村名 (市町村コード)	淡路市 (28226)
地域名 (地域内農業集落名)	大木・西山・西ノ上・西ノ下・東 (大木・西山・西ノ上・西ノ下・東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区は、農業者の高齢化が進んでおり、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるために、基盤整備事業によるほ場整備と担い手である営農法人の設立を集落の喫緊の課題として、集落で話し合いを続けてきた。平成28年度より、ほ場整備事業の調査計画に着手し、併せて農業法人の設立準備を開始し、令和3年度より事業の実施と法人の設立がなされている。 今後は、ほ場整備が完了した農地から、本格的に営農を開始するとともに借受農地の確保と農業従事者の確保が課題となっている。
--

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

本地域は、ほ場整備事業の実施を計画しており、既に農地集積を行っている。今後は、水稻・玉ねぎ・肉用牛を基幹作物として収益モデルを確立していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	146.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を農業上の利用が行われる区域とし、その他農地を保全・管理する農地とする。ただし、農振農用地であっても現状山林化しており、再生が困難な農地は保全・管理する農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
ほ場整備事業を行う農地53.5haのうち34.7haを農事組合法人淡路一宮いざなぎファームに、12.7haを(株)籾谷畜産へ集約し、作付け、管理を行う。団地数については、換地処分を行う中で所有者ごとに集団化を図り、団地数の削減と面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
ほ場整備事業を行う農地のうち47.4haは、農地中間管理機構を活用し、農事組合法人淡路一宮いざなぎファームと(株)籾谷畜産に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
令和3年度より基盤整備事業(事業名:農業競争力強化基盤整備事業)に取り組んでいる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
令和3年度に集落の農業者が構成員となり農事組合法人淡路一宮いざなぎファームを設立し、現在は未整備田ではあるが、玉ねぎ等の作付けを行い、規模も徐々に拡大しつつある。既存の(株)籾谷畜産と合わせて、整備後は農業の中心的経営体として農地の作付けを行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
現時点では、農事組合法人淡路一宮いざなぎファームと(株)籾谷畜産に農地を集積した上で営農を行うため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

下記の取組を行っており、今後も継続していく。

①国県市の補助を受けて、電柵、メッシュ柵を設置し、維持管理している。③ラジコン草刈りを導入済みであり、自動給水栓を導入する(ほ場整備事業で施工を認められている)。⑦中山間直接支払い制度、多面的機能支払い交付金等の補助を受けながら、保全、管理に努めている。⑧産地パワーアップ事業等を活用し、トラクターなどの農業用機械を購入を検討中である。